

訴 状

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部民事部御中

2017年9月26日

5

原告訴訟代理人 弁護士 児 玉 晃 一

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

国家賠償請求事件 10

訴訟物の価額 金 10,000,000 円

貼用印紙額 訴訟救助を申し立てるため、添付しない

第 1 請求の趣旨

(主位的請求) 15

1 被告国は原告に対し、金 1000 万円及びこれに対する 2014 年 3 月 30 日から
支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告国の負担とする。

(予備的請求)

1 被告川村修行は原告に対し、金 1000 万円及びこれに対する 2014 年 3 月 30 20
日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告川村修行の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

25

訴
状

第2 請求の原因

1 事案の概要

原告は、カメルーン共和国の国籍を有する者であり、Wさん（以下「Wさん」といいます。）の母親です（甲1）。

Wさんは、2013年10月5日に来日しましたが上陸を拒否され、入国管理局の収容施設に収容されました（甲2・284頁）^{*1}。 5

Wさんは、2013年11月6日、茨城県牛久市所在の入国者収容所東日本入国管理センター（以下「本件収容所」といいます。）に移収されましたが、移収後から体調が悪化し、2014年3月30日、搬送先の病院で死亡が確認されました（甲2・284頁ないし288頁）。 10

本件は、公務員である本件収容所の職員の過失によりWさんを死亡に至らせたことについて被告国に対して国家賠償請求を行うとともに、もし国家賠償法6条（相互主義）の規定により同法の適用がされない場合のため、予備的に当時の本件収容所所長であった被告川村修行（以下「被告川村」といいます。）個人に対して民法714条・同法709条により不法行為行為請求を行う事案です。 15

2 事実経過

(1)2013年10月5日、Wさんは成田空港に到着しましたが、上陸許可が認められず、退去命令が出されました。同月6日、Wさんは退去命令に応じて出国しなかったことから、収容令書が発付され、成田空港支局に収容されました（甲2・284頁）。 20

(2)同日、健康状態に関する書面での質問がなされ、Wさんより、全身がだるいこと、糖尿病に罹患しており、ここ2年間にカメルーンの病院で診療を

*1 以下、ページの引用は、2種類ある場合もフォントの大きなものとします（フォントの大きなページ数は証拠保全手続で国から提出された資料の通しページです。）

受けていたことの申告がありました。また、糖尿病薬(GLUCOPHAGE850mg)
[redacted]を所持しているという申告があり、成
田空港支局は同所持薬の服用を認めました(甲 3)。

(3) 同年 11 月 6 日、W さんは東日本入国管理センターに移収されました(甲 2
・ 284 頁)。翌 7 日、入所時検診が行われ、血液検査、尿検査が行われまし
た(甲 4・ 83 頁の総合検査報告書参照)。

5

(4) [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

10

(5) 同年 12 月 3 日、食事を調整することが指示されました(甲 4・ 78 頁)。

(6) [redacted]
[redacted]

15

(7) [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

20

[redacted]糖尿病薬については治療を継
続することとし、W さんがカメルーンから持参した薬がなくなったら、日
本の処方薬に切り替えることとしました(甲 4・ 79 頁)。

25

訴
状

- (8) 2014年1月6日^{*1}、Wさんは、「I wish to(判読不明) the doctor about my drugs」(薬のことで医師と相談したい、の意)という申出書を提出しました(甲5)。
- (9) 1月9日、庁内診療が行われ、カメルーンから持参した糖尿病薬 (GLUCOPHAGE850mg) がなくなるため、メデット錠 (250mg) 及びトラゼンタ錠 (5mg) が35日分処方されました。2月13日に再診するよう指示がなされました(甲4・79頁)。
- (10) 1月20日、Wさんは「I wish to see a dietician to ... (判読不明) over my diet. I am a diabetic patient」(食事について相談するために栄養士に会いたい、私は糖尿病患者である、の意)という申出書を提出しました(甲6)。
- (11) 1月23日、カロリー制限食(1,500カロリー)の指示がなされました(甲4・79頁)。
- (12) 2月7日、血液検査が行われました(甲4・87頁)。
- (13) 2月13日、庁内診療が行われ、2月7日の血液検査の結果、グルコースが81mg/dL(基準値は70～109)、HbA1cが5.7%(基準値4.6～6.2)であることが確認され、上記糖尿病薬が引き続き処方されました(甲4・79頁)。
- 一方、Wさんが食後に胃痛があることを申告したため、ラベプラゾール10mgが31日分処方されました。また、Wさんから「運動後にめまいがすることがある」という申告があったため、医師は、症状出現時に血糖を測定するよう指示しました(甲4・79頁)。
- (14) [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

*1 以下特記しない限り日付は2014年のものです。

- (15) 2月24日、Wさんから体調不良の訴えがあったため、血糖値の測定を行ったところ、140mg/dL(基準値は70～109)とかなり高い数値でした。これに対して、入管職員からは、Wさんに対して安静にするよう指導がなされたのみでした(甲2・286頁)。 5
- (16) 2月27日、Wさんは、「I have serious chest pain」(私は深刻な胸痛がある)と記載した診療願いを提出しました。入管職員は同申出書に、「1週間ほど前から胸が痛く、息をするのも苦しいです」とWさんの申出を付記したほか、申出記載時にWさんが「苦しそうな顔をしており、脂汗をかいている」のを確認し、それも付記しました(甲8)。 10
- (17) 同日、庁内診療が行われ、心電図検査を行ったところ、心拍数が112と明らかに早く、洞頻脈(心拍数100以上)であることが確認されました。これに対しては、胸痛・動悸時に服用するためのソラナックス(0.4mg)が12回分処方されました(甲4・80頁)。
- (18) 3月2日、Wさんから、胸痛の症状が改善しないとして、ソラナックス(0.4mg)の継続処方を求めるという趣旨の申出書が提出されました(甲9)。これを受けて、同月3日、Wさんに対して、ソラナックス(0.4mg)の84回分の継続投薬が指示されました(甲4・80頁)。 15
- (19) 3月9日、Wさんより糖尿病薬及び胃薬の継続処方の申出書が提出されました(甲2・286頁)。これを受けて、3月10日、同薬の28日分の継続投薬が指示されました(甲4・80頁、甲2・286頁)。 20
- (20) 3月15日、Wさんより、「両足がひどく痛み、なにかに掴まらないと歩けない」という申出がなされました。血圧と脈拍を測定したところ、血圧は115/54、脈拍は106と頻脈でした。これに対しては、Wさんに対して、動悸時の処方薬(ソラナックス)を服用するよう、入管職員から指示がなされました(甲2・286頁)。 25

(2 1)3月16日、Wさんより、「Leg pain for about twelve (12). Sleepless nights together ... (判読不明) dizziness」(約12日間足が痛く、夜も眠れない。めまいがする、の意)として、診療を求める申出書が提出されました(甲10)。入管職員は、申出書別紙として、「数日前から体調不良の様子。同室者や同収容者も本件カメルーン人を早く受診させるよう懇願している。 ██████████

5

██████████できる限り早い診察をお願いしたい」という書面を提出しました(甲2・287頁)。

(2 2)3月19日、簡易検査により血糖値を測定したところ、グルコースが199mg/dL とかなり高い数値でした(基準値70～109)(甲2・287頁。基準値については甲4・83頁の検査表参照)。

10

(2 3)3月20日、Wさんより、「I wish to obtain my medical certificate」(私の診断書をください)という申出書が提出されました。が、Wさんが死亡する3月30日までの間に対応がなされず、終止とされました(甲11)。

(2 4) ██████████

15

(2 5)3月27日

20

ア 午前11時27分、Wさんは入管職員に対して、「気分が悪くて立つことができない」という訴えをしました。午前11時28分、血圧を測定したところ、血圧は158/103と高く、脈拍は112であり、同状況は看守責任者に報告されました(甲2・287頁、甲12・50頁)。

イ 午前11時42分、Wさんの容態を心配したAブロック、Bブロックの被収容者十数名が「Wさんを早く医者に見せろ」と述べ、ホールに留ま

25

訴
状

り帰室を拒否するという出来事がありました（甲 12・50 頁）。

ウ これを受けて、午前 11 時 54 分、処遇首席の指示により、W さんは 104 号室から休養 3 号室に移され、監視カメラによる動静監視が開始されました。この時、W さんは自力で歩行することができず、車椅子に乗せられて休養室に運ばれ、入管職員によって休養 3 号室のベッドに横臥させられました。W さんの移室後、A ブロック、B ブロックの被収容者らは帰室させられました（甲 12・51 頁）。

エ 午後 1 時 29 分、庁内診療がなされ、血圧が 87/53 と一転して低血圧になっており、脈拍が 93、簡易検査により血糖値が 219mg/dL（基準値 70 ~ 109）という極めて高い数値であることが確認されました。W さんは、自覚症状としてふらつき、脱力が何度かあったこと、今日も足に力が入らないこと、足の痛みがあること、食欲が低下していることを訴えました。医師は、意識清明と診察し、「採血結果によっては紹介状必要か」と、血液検査の結果によっては外部病院の紹介が必要であると判断しました。メドット（糖尿病薬）の服用は中止され、レバミピド（胃薬）とカンファタニン（鎮痛薬）が処方され、疼痛時に服用するよう指示がされました（甲 2・287 頁、甲 4・81 頁）。

オ 午後 1 時 53 分、W さんは休養 3 号室から、同 4 号室に移室させられました（甲 13）。

3 月 27 日の血液検査の結果、ナトリウムが 133mEq/L（基準値は 137 ~ 147）、カリウムが 5.6Eq/l（基準値 3.5 ~ 5.0）、カルシウムが 11.6mg/dL（基準値 8.4 ~ 10.4）、血糖値が 182mg/dL（基準値は 70 ~ 109）、HbA1c が 6.1%（基準値 4.6 ~ 6.2）であり、ナトリウムが基準値を下回り、カリウム、カルシウム、血糖が基準値を超える異常値であることが判明しました（甲 4・86 頁）。ところが、この検査結果は、3 月 28 日に検査業者が結果を出していたにもかかわらず、入管職員はこれを速やかに入手して医師に対して

報告することをしませんでした。また同日以降、Wさんが亡くなるまで、医師による診療はなされませんでした（甲2・287頁ないし288頁、甲4・81頁）。

(26)3月28日、Wさんは休養4号室において、殆どの時間をベッドで寝て過ごしました。食事をしたり、トイレなどに行くときは、車椅子を使用して移動しました（甲14）。

午前9時20分、血圧等の測定が行われ、血圧は109/63、脈拍は113、体温は36.5、体重は68.9でした。午後4時55分の測定においては、血圧は127/70、脈拍は110、体温は36.6でした（甲2・288頁）。

(27)3月29日

ア 午前2時11分、Wさんは入管職員に対して呼出を行いました。Wさんは職員に対し、胸の痛みと不眠を訴えました。午前2時15分、血圧等の測定を実施し、午前2時19分から39分まで看守責任者、副看守責任者が面接を行いました。その後、同人らはWさんを車椅子からベッドに寝かせました（甲14・71頁）。

イ 午前8時48分、血圧等を測定したところ、血圧は128/85、脈拍は116、体温は36.7でした（甲2・288頁）。測定後、Wさんは職員らによってベッドに寝かせられました。午前11時11分、Wさんがベッドから落ち、床で寝ているのが確認され、職員らによってベッドに戻されました（甲15・74頁）。

ウ 午後6時6分から7分にかけて、Wさんは「要件あり」(原文の^ママ)と記載されたボードを掲げ、職員に対応を要請しました。午後6時53分から54分にかけても、Wさんは「要件あり」(原文の^ママ)と記載されたボードを掲げ、職員に対応を要請しました（甲15・75頁）。

エ 午後7時12分、Wさんはベッドの上で体を反転させ、苦しみもがきながら、「I'm dying」(私は死にそうだ)と声を発しました（甲16の3・178

頁)。

オ 午後 7 時 14 分、W さんは苦しみもがきながらベッドから落ち、「I'm dying」と声を発しました。W さんは、部屋に来た職員によって、ベッドの上に寝かせられました(甲 15・75 頁、甲 16 の 3・178 頁、同 197 頁ないし 199 頁)。

5

カ 午後 7 時 35 分、W さんはまたベッドから落ちました。そして午後 8 時頃以降は、職員らはベッドの上に寝させることを諦め、W さんを床で寝させることにしました。W さんはそれ以降も床の上で苦しみながら転げ回り、その様子は「20:41 床を横になりながら転っている」「21:30 床を横になり動き回っている」等と職員らによって確認されました(甲 15

10

キ 午後 10 時 21 分、血圧等の測定が行われ、血圧は 88/50 と極めて低く、脈拍は 79 であり、体温の測定はされませんでした(甲 2・288 頁)。

15

(28)3月30日

ア 日付が変わった 3 月 30 日、W さんが床で転がり苦しむ様子は続き、その様子は「0:35 床をズボン 1 枚で転げ回っている」「2:30 床にハーフパンツ 1 枚で横向きになっている」等と職員によって確認されました(甲 15・76 頁、甲 16 の 3・204 頁ないし 205 頁)。

20

なお、午前 3 時ころから、午後 7 時 2 分に職員が入室するまで、W さんはベッドの下方で仰向けになったまま、殆ど動かなくなっていました(甲 15・76 頁、甲 16 の 3・206 頁ないし 208 頁)。

イ 午前 7 時 2 分、職員が解錠して入室したところ、W さんが心肺停止状態にあるのに気付きました。職員らは、午前 7 時 4 分に救急要請を行い、

25

訴
状

午前 7 時 6 分に AED を装着しました（甲 2・288 頁、甲 15・77 頁、甲 17 の 1・5 枚目）。

ウ 午前 7 時 19 分、救急隊が到着し、午前 7 時 32 分に救急搬送がされ、午前 7 時 47 分に牛久愛和総合病院に到着しました（甲 2・288 頁、甲 15・77 頁、甲 17 の 1・5 枚目）。午前 7 時 52 分の採血時の測定値は、異常値を示しており、例えば血糖値は 601mg/dL（甲 17 の 1・8 枚目「38」）、HbA1c は 6.6 %（同「39」）、カリウムは 8.6mEq/l（同「35」）といずれも高数値でした。

エ 午前 8 時 7 分、心拍の再開がなく、W さんの死亡が確認されました（甲 17 の 1・7 枚目）。

3 故意・過失

(1) 入管収容所は被収容者の生命及び身体を保持する注意義務を負うこと

出入国管理及び難民認定法は、一定の場合に外国人の身体を自由を奪うことができるとしていますが（同法 39 条 1 項、同法 52 条 5 項）、それに伴い、被収容者が外部の医師による診療を自由に受けさせることを制限しています。このように、被収容者が自由に外部の診療を受けられることが制限されていることの反面として、彼らを収容している入国者収容所等のは疾患を持つ被収容者に対し、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置を受ける機会を提供することをはじめ、生命、身体を保持するために必要な措置を講じなければなりません。

したがって、入国者収容所等の職員は、被収容者の生命及び身体を保全し、被収容者が疾病に罹患した場合は、必要な医師の診察を受けさせ、適切な措置を講じるなどし、もって自由が拘束され、自己決定に基づいて自力で回復措置のとれない被収容者の生命及び身体を保持する注意義務を負っています。

同義務は、被収容者処遇規則が 8 条で「所長等は、新たに収容される者に

り動静観察が始められました（前記 6 頁以下参照）。

加えて、同日 W さんの容体を心配した A ブロック、B ブロックの被収容者までもが十数名が「W さんを早く医者に診せろ」と述べて帰室拒否をするという事態に至っていたのです（前記 6 頁参照）。

このように、誰の目から見ても W さんは明らかに健康状態が不良な状態であったにも拘わらず、入管職員らは少なくとも以下の注意義務に反しました。

ア 3 月 27 日の血液検査の結果を医師に報告しなかったこと

上記のとおり、W さんが 3 月 27 日に自力歩行ができなくなった後、医師の診察が行われ、医師は糖尿病薬の服用を中止し、胃薬と鎮痛薬を処方して、疼痛時に服用するよう指示しました。そして、医師は「採血結果によっては紹介状必要か」と血液検査の結果によっては外部病院の紹介が必要であるという判断を示しました（前記 6 頁参照）。ところが、3 月 27 日に W さんの採血を行い、その血液検査の結果を検査業者は翌 28 日に出していたにもかかわらず、入管職員はこれを入手し、医師に対して報告をしませんでした。

同血液検査の結果においては、ナトリウムが 133mEq/L（基準値は 137 ~ 147）、カリウムが 5.6Eq/l（基準値 3.5 ~ 5.0）、カルシウムが 11.6mg/dL（基準値 8.4 ~ 10.4）、血糖値が 182mg/dL（基準値は 70 ~ 109）、HbA1c が 6.1 %（基準値 4.6 ~ 6.2）という異常値が出ており、この報告を医師が受けていれば、医師は専門医への搬送を指示し、W さんに対して専門的治療が提供され、W さんの死亡結果を回避できた蓋然性が高いといえます。

イ 3 月 29 日以降、医師への報告、救急搬送の要請のいずれもなかったこと

また、W さんは、3 月 29 日の午前 2 時 11 分に職員に胸痛を訴え、午後 7

時 12 分頃には、休養 4 号室のベッドの上で体を反転させ、苦しみもがきながら、「I'm dying」(私は死にそうだ)と声を発し、同 14 分には苦しみもがきながらベッドから落ち、「I'm dying」と声を発しました。この後、動きが止まったことが記録されている 3 月 30 日午前 2 時 30 分頃(甲 15・76 頁)までの 7 時間余りの間、W さんは文字どおり床をのたうち回りながら、職員らに対して助けを求めました(前記 8 頁以下参照)。しかしながら、この様子を定期的に観察していた職員(甲 15・75 頁ないし 76 頁によれば 3 月 29 日の午後 7 時 14 分ころから 3 月 30 日午前 2 時 30 分まで 14 回の記録があります。)らは、同収容所の非常勤医師に対して W さんの病状の報告を行わず、また、救急搬送を要請することもなく、W さんが苦しんでいた間、なんら医療を提供しませんでした。その間、動静日誌の「異常の有無」の列で【有】とされたのは、ベッドから落ちた 1 回だけで、それ以外の床を転がっている場面を観察しながら、「異常の有無」は【無】にをつけているのです。

本件において、救急搬送の要請がなされたのは、3 月 30 日午前 7 時 2 分に心肺停止状態であることが入管職員によって確認された後であり、その後は搬送先病院による蘇生措置によっても心拍の再開はありませんでした。W さんが心肺停止状態になる前であり、かつ容態が外見上明らかとなっていた 3 月 29 日の時点で医師への報告または救急搬送がなされていれば、W さんの死亡結果を回避できた蓋然性が高いといえます。

(3)まとめ

以上のとおり、入管収容所の職員らは、W さんの身体を拘束し、収容をしている以上、適切な医療の提供をはじめ、W さんの生命、身体を保持するために必要な措置を講じなければならない義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った注意義務違反が認められます。

なお、本件においては、W さんの司法解剖鑑定書を牛久警察署から入手

できておらず、訴え提起前における証拠収集処分によっても開示がなされなかったため、今後、同証拠を得た場合は、注意義務違反を追加する可能性があります。

4 被告川村の個人責任（予備的請求）

本件は被害者 W さんがカメルーン国籍の外国人であるため、国家賠償法 6 条（相互主義）の規定によって、同法の適用がされない可能性があります。

その場合には、当時本件収容所の所長として、被収容者処遇規則 8 条及び同 30 条により被収容者の健康管理の責任を負っていた被告川村（甲 18）も、民法 709 条もしくは同法 715 条（使用者責任）により、個人として賠償責任を負います。

(1) 一般的に、公務員の職務行為に基づく損害については、国又は公共団体が賠償の責に任じ、職務の執行に当たった公務員は、個人責任を負わないとされています（最判昭 30.4.19 民集 9 巻 5 号 534 頁等）。

(2) しかし、本件において、仮に国家賠償法 6 条の相互主義により本件について特別法たる国家賠償法の規定の適用がされなくなる場合は、一般不法行為法にたち戻り、本件当時、本件収容所の所長であった被告川村は民法 709 条もしくは 715 条（使用者責任）による個人責任を問われることとなります。

国家賠償法が民法の特別法という性格を有し、同法の適用がなければ民法によって公務員個人の責任を追及できることは、立法過程における以下の政府委員による説明からも明らかです（甲 20・1 頁）。

奥野政府委員 従来國または公共團體の公權力の行使の場合における損害賠償については、判例、學説ともにこれを否定しておつたのであります。公務員といえども一般に公權力行使以外の不法行為によつて損害を生ぜしめた場合においては、従来といえども民法の一般規定によつて、被害者は救済を與えられておつたのでありまして、その場合については何ら特に民

法のほかに規定を設ける必要がないのでありまして、ただ公権力の行使の場合だけ、國家あるいは公共團體は責任に任じないということになつておつた。それを撤廢したのが憲法の趣旨であると考えますのと、これによつて公権力行使の場合だけを規定すれば、他はすべて私法關係においては民法が働くので、これによつてすべての公務員の不法行為について、被害者又は救済を受け得ることになるというわけでありまして、すなわち憲法の趣旨もまた公権力の行使の場合に、その救済の途を開くということで、必要にして十分であらうと思ひます。

5

酒井委員 從來公権力の行使以外の場合で、公務員がその職務を行うについて國民に損害を與えた場合には、その公務員個人が責任をもつということ、國家あるいは公共團體がこの責任を負擔するということにはなつていなかつたように考えております。そういたしますとこの場合公務員が公権力の行使以外の場合で損害を與えた場合には、やはり民法の規定によつて、將來もその公務員個人に對して 私人に對して賠償を請求することになりますので、權利の保護が國家に對して賠償を請求する場合よりも、實質上には非常に薄弱になる。個人の賠償力というものは、國家の賠償力に比較したならば非常に逕庭があるわけでありまして、そういう意味からいたしましても、憲法が公権力の行使であると否とにかかわらず、その公務員の職務行為による損害に對して賠償を保障した以上、やはり國家が賠償するという保護を、この國家賠償法におきましても規定しなければ、憲法が保護するところのその範圍を、やはり狭めることになるのではないかと私は解釋いたします。さらに御答辯を願ひたいと思ひます。

10

15

20

奥野政府委員 公権力の行使以外の場合における不法行為につきましては、公務員の個人の責任はもとよりであります。國家もまた民法第七百十五條及び民法四十四條の趣旨からいたしまして、國自體も民法上損害賠償の責があるというふうを考えております。

25

訴
状

(3)小括

以上から、本件では、国賠法6条によって同法の適用がない場合には、被告川村は個人として賠償責任を負います。

5 損害

(1)Wさんの損害 合計 3304万0206円

5

ア 逸失利益 304万0206円

世界各国の生活情報が記録されたデータベースである「Numbeo」(<http://www.numbeo.com/>)によれば、カメルーンにおける税引き後の平均月収は3万0601円であり(甲21)、年収に換算すると36万7212円となり、これをWさんの年収と算定することができます。

10

この年収に基づき、死亡当時43歳であったWさん(甲2・284頁)の就労可能年数は、67歳までの24年とみて、生活費控除率を40%として控除して、逸失利益を算定すると、下記計算式のとおり、304万0206円となります。

記

15

$36万7212円 \times (1 - 0.4) \times 13.7986 = 304万0206円(1円未満切捨)$

イ 死亡慰謝料 3000万円

前記のとおり、Wさんが病状を訴え、「I'm dying」(死にそうだ)と何度も叫びながら、7時間あまりものたうち回っているのに、これを監視していた入管職員は「異常なし」として何らの処置を施さなかったために、死ぬまで苦しみ、無念の死を遂げました。このような事情に鑑みれば、Wさんが被った精神的苦痛は極めて大きいものです。Wさんの死亡による慰謝料は、少なくとも3000万円を下ることはありません。

20

ウ 相続

Wさんの損害額は、合計3304万0206円であり、被告に対する同額の損害賠償請求権が発生するところ、原告は、これを相続しました(甲1)。

25

(2) 遺族固有の慰謝料 1000 万円

原告は、被告国もしくは被告川村に対して、国賠法もしくは民法 711 条に基づき、以下のとおり、遺族固有の慰謝料請求権を有します。

原告は、被告らによる違法な本件行為により、遠い異国の地にて、最愛の息子を失うことになりました。原告の無念さは、察するに余りあるものです。原告は、本件事件により多大な精神的苦痛を被っており、これを慰謝する額としては、少なくとも 1000 万円が相当です。

5

(3) 弁護士費用 430 万 4020 円

したがって、原告の損害額は W さんから相続した損害賠償請求額とあわせて 4304 万 0206 円となります。

10

そして、原告は、被告らに対する訴訟等の手続を弁護士に委任せざるを得なくなりました。違法な公権力の行使と相当因果関係のある弁護士費用は、上記合計額の 1 割にあたる 430 万 4020 円を下りません。

(4) 一部請求

よって、原告は被告国もしくは被告川村に対し、4734 万 4227 円の損害賠償請求権を有しますが、内金として 1000 万円を請求します。

15

6 権利行使催告

原告は、その 3 年の消滅時効期間が経過する前である 2017 年 3 月 27 日に被告国に対して履行催告を行い（甲 22 の 1）、同催告は同月 28 日に被告国に到達しました（同の 2）。同様に、原告は 2017 年 3 月 28 日に被告川村に対して履行催告を行い（甲 23 の 1）、同催告は同月 30 日に被告川村に到達しました（同の 2）。そして、その後 6 か月が経過する以内に本訴を提起しましたので、これにより消滅時効期間は中断しました。

20

7 結語

よって、原告は被告国に対し、国家賠償法 1 条 1 項等に基づき、また予備的に原告は被告川村に対し、民法 709 条もしくは同法 715 条（使用者責任）等に

25

基づき損害賠償を求めるため、本訴に及んだ次第です。

証 拠 方 法

併せて提出する証拠説明書記載のとおり

5

添 付 書 類

- | | | |
|---|-------|-------|
| 1 | 甲号証写し | 各 1 通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 2 通 |

10

当事者目録

カメルーン国		原告	X	
				5
〒151-0064	東京都渋谷区上原 3-6-6 オークハウス 202			
	マイルストーン総合法律事務所(送達場所)			
	電 話 03-5790-9886			
	F A X 03-3467-5585			
	原告訴訟代理人弁護士 児 玉 晃 一			10
	同 駒 井 知 会			
〒104-0061	東京都中央区銀座 2-6-8 日本生命銀座ビル 8 階			
	銀座プライム法律事務所			
	原告訴訟代理人弁護士 関 聡 介			
〒101-0051	東京都千代田区神田神保町 2-3-1			15
	岩波書店アネックス 7 階			
	東京駿河台法律事務所			
	原告訴訟代理人弁護士 難 波 満			
〒105-0003	東京都港区西新橋 1-23-9 河野ビル 5 階			
	信和法律事務所			20
	原告訴訟代理人弁護士 浦 城 知 子			
〒105-0004	東京都港区新橋 2-12-16 明和ビル 2 階			
	本多総合法律事務所			
	原告訴訟代理人弁護士 本 多 貞 雅			
〒231-0014	神奈川県横浜市中区常盤町 1-2-1			25

		関内電子ビル 3 階 A-1	
		横浜はばたき法律事務所	
		原告訴訟代理人弁護士 飯 田 学 史	
〒 106-0047	東京都港区南麻布 5-10-37 Esq 広尾 3 階		5
		広尾パーク法律事務所	
		原告訴訟代理人弁護士 尾 家 康 介	
〒 120-0034	東京都足立区千住 3-98-604		
		千住ミルディス 番館	10
		弁護士法人 北千住パブリック法律事務所	
		原告訴訟代理人弁護士 永 里 桂 太 郎	
〒 150-0021	東京都渋谷区恵比寿西 2-2-10		
		西牧ビル 502 号室	15
		恵比寿西法律事務所	
		原告訴訟代理人弁護士 高 橋 ひ ろ み	
〒 101-0051	東京都千代田区神田神保町 2-3-1		
		岩波書店アネックス 8 階	
		新千代田総合法律事務所	20
		原告訴訟代理人弁護士 渡 部 典 子	
〒 315-0054	茨城県かすみがうら市稲吉 2-21-45		
		エムズビル 102	
		尾池・伊藤法律事務所	
		原告訴訟代理人弁護士 伊 藤 し の ぶ	25
〒 170-0013	東京都豊島区東池袋 1-17-3		

ウェルシャン池袋 1005 号室

大橋毅法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 大 橋 毅

〒 141-0022 東京都品川区東五反田 1-13-12

いちご五反田ビル 5 階

5

五反田法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 田 島 浩

〒 244-0003 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 121-7

オセアン戸塚町ビル 3 階

とつか法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 小 豆 澤 史 絵

〒 160-0004 東京都新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル 4 階

10

いずみ橋法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 渡 邊 彰 悟

同 小 田 川 綾 音

〒 160-0022 東京都新宿区新宿 1-15-9 さわだビル 5 階

15

東京共同法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 木 村 壮

同 小 川 隆 太 郎

〒 105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 16 番 3 号 西新橋 K S ビル 6~8 階

20

笠原総合法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 生 田 康 介

〒 110-0005 東京都台東区上野 5-3-4

クリエイティブ One 秋葉原ビル 7 階

ミモザの森法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 高 橋 済

25

訴
状

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

被告 国

上記代表者法務大臣 上 川 陽 子

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1 法務省内

5

被告 川 村 修 行